

# 国家戦略特別区域基本方針の一部変更について

## 平成27年度与党税制改正大綱(抜粋)

◎ 平成26年度に創設した国家戦略特区の税制については、わが国の経済再生に大きく寄与する事業を支援する観点から、特定中核事業の追加等を行うとともに、今後、各区域における実際の事業の実施状況を見極めた上で、特区に認定されなかった地域とのバランス、地方創生や国際戦略総合特区等の他税制との役割分担や整合性等に留意しつつ、引き続き検討する。

なお、特区の事業が十分な効果を発揮するためには、国、地方公共団体及び民間事業者の緊密な連携が必要であり、事業推進のため、地方公共団体をはじめ地方における関係者の自主的な取り組みが求められる。

### 1. 起業・創業の促進

#### ■エンジェル税制※の要件緩和【新設】※設立間もない一定の企業へ投資した個人に対する税制優遇制度

##### 現行(一般制度)

##### 国家戦略特区における特例

- ① 設立後、3年未満のベンチャー企業
- ② 営業キャッシュフローが継続して赤字など

- (1) **小規模企業** (おおむね従業員が20人(商業又はサービス業は5人)以下)
  - ① 設立後、3年未満のベンチャー企業(現行要件と同一)
  - ② 一定の雇用増加かつ、売上高営業利益率2%以下 など
- (2) **農業・医療・バイオ分野の中小企業**
  - ① 設立後、5年未満のベンチャー企業
  - ② 売上高営業利益率2%以下 など

### 2. 地方創生に資する研究開発の促進

#### ■設備投資減税(特定中核事業)の対象事業の追加【拡充】

##### 現行

##### 国家戦略特区税制の拡充

≪特定中核事業に対する国税措置≫

※現行は、先端的医療のみが対象

○機械等を取得した場合の特別償却(即時償却)

○研究開発税制の特例(法人税)

即時償却に加え、減価償却費の20%(※)を税額控除。

(※) H27. 4/1より全国措置の拡充に伴い、従来の12%から引上げ。

「革新的な情報サービスを活用した農業の生産性向上に係る研究開発」を特定中核事業に追加。

### 3. 国際ビジネス拠点の形成促進

#### ■国際スクール整備の整備支援(設備投資減税の貸付要件緩和)【拡充】

##### 現行

建物を貸付けた場合、整備事業者の施設整備費は設備投資減税の対象にならない。

(参考)  
設備投資減税の概要

	機械・装置等	建物等
①特別償却割合	即時償却(特定中核事業) / 50%(特定中核事業以外)	25%
②税額控除割合	機械・装置等	15%
	建物等	8%

##### 国家戦略特区税制の拡充

国際スクールに建物を貸付けた場合には、整備事業者の施設整備費を減税対象とする。

#### ■民間再開発への土地供給者に対する軽減税率【新設】

##### 現行(一般制度)

民間の再開発事業のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税

所得税: 本則15%、個人住民税: 5% 等

##### 国家戦略特区における特例

区域計画に記載された特定事業に係る一定の民間の再開発事業の場合

所得税: 10%、個人住民税: 4% 等